

第 6 号

(6月26日)

令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第6号

令和5年6月26日(月曜日)

議事日程 第6号

令和5年6月26日(月曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案第21号から第24号まで 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号から第3号まで) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
高井千歳さん
立山大二朗君
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶋ミカさん
斎藤陽子さん
堤泰之君
南部隼平君
岩田智子君
前田敬介君

坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹崎和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
高島和男君
末松直洋君
前田憲秀君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
増永慎一郎君
高木健次君
高野洋介君
内野幸喜君
山口裕君
岩中伸司君
城下広作君
西聖一君
鎌田聡君
瀧上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君

藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君
欠席議員氏名(2人)
本田雄三君
松村秀逸君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 高 橋 太 朗 君
理 事 小 金 丸 健 君
企画振興部
球磨川流域
復興局長 府 高 隆 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 千 田 真 寿 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局
総務経営課長 馬 場 幸 一 君
病 院 事 業 者
管 理 者 竹 内 信 義 君
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二
議 事 課 長 富 田 博 英

審 議 員 兼
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、去る15日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第20号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

[楠本千秋君登壇]

○楠本千秋君 おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告3件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、新型コロナ対策分として、物価高騰の影響を受けた医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する支援に要する経費等、18億2,100万円余の増額補正、通常分として、障害者福祉施設を整備する社会福祉法人等への助成に要する経費等、4億5,400万円余の増額補正で、総額22億7,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,270億3,700万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、保健環境科学研究所費について、以前、研究所の機材が老朽化しており、更新すべきではないかと指摘したことがある、今後新たな疾病等が発生する可能性もあり、優れた研究機関としての機能を向上させる必要があると思うが、今回の補正予算で対応しているのかとの質疑があり、執行部から、機材を含め、研究所の施設自体が老朽化しているが、一度に改修、更新はできないので、今回の補正予算では、第2遺伝子検査室や屋外検体を受け渡しできる施設を整備する予定であり、少しずつ改善していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、少子化対策に関する県民アンケート事業について、その内容を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、このアンケートは、6月5日から6月30日までを回答期間とし、全世代の県民を対象としているが、特に子育て世代や中学生以上の学生などにターゲットを絞りながら、ウェブを用いて実施している、今年度、アンケート実施の費用は既に当初予算に計上されており、今回の補正予算では、今後のアンケートの分析、検証に係る費用と来年度のこども計画策定に当たって必要な子供・子育て世代の意見聴取のための費用を要求しているとの答弁がありました。

次に、委員から、ICTを活用した子どもの安全対策支援事業について、補助の対象や補助基準額を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、全ての幼児教育・保育施設が対象であるが、今回の補正予算で要求したのは、認可外保育施設と私立幼稚園等に対する補助であり、認可外保育施設については、子供の見守りサービスに1施設当たり20万円、私立幼稚園等については、それに加えて登園管理システムに1施設当たり70万円という

補助基準額となっているとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症について、その重症化率はどれくらいか、また、新たなウイルスの系統が発生しているかとの質疑があり、執行部から、陽性者全体に対する重症化率は、定点観測になったため把握できていないが、入院者数に占める重症者数は急激に増えている状況にはない、また、ウイルスの系統は、オミクロン株が多い状況だが、今後も注意が必要であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、新型コロナウイルスのワクチン予防接種による健康被害が問題となっており、因果関係が不明なものもあるかと思うが、県内の状況はどうなっているのか、また、死亡例はあるのかとの質疑があり、執行部から、ワクチン接種に伴う健康被害について、令和4年度の救済制度の請求件数は60件で、そのうち2件が健康被害として認定され、58件は審査中である、また、60件のうち8件が死亡事例で、認定された2件の中に死亡事例はないとの答弁がありました。

次に、委員から、子ども食堂等応援事業について、県内に子ども食堂はどのくらいあるのか、また、それは全て民間が運営しているのかとの質疑があり、執行部から、現時点で把握しているのは142か所で、そのほとんどの食堂が民間の運営であり、社会福祉法人、NPO法人や個人が仲間と集まって運営しているものもあるとの答弁がありました。

関連して、委員から、学校給食だけがちゃんとした食事という子供もおり、そういう意味でも子ども食堂は必要と思われるので、民間だけで運営している子ども食堂にも目を向けてほしいが、県として何か対応するのかとの質疑があり、執行部から、県としては、市町村が子ども食堂に関わることが重要と考え、今年度から子ども食堂の運営

を支援する市町村に対して補助を行うこととしており、今後とも、市町村に対し、子ども食堂の支援を行うよう働きかけていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、八代児童相談所は、八代地域のほか、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域を管轄しているが、この名称では八代地域だけを管轄しているようなイメージを持たれる、児童相談所は虐待から子供を守る最後のとりでであり、できれば管轄区域を県北、県央、県南の3つの地域に分割し、守備範囲を狭めて、地域に密着して虐待対策に取り組んでほしい、こどもまんなかというのであれば、人的、財政的にも資源を投入し、知恵を出し合って子供を守ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました案件については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、請願4件及び報告7件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、

物価高騰の影響を受けている指定管理者への支援に要する経費等、1億3,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて177億5,200万円余であります。

商工労働部の6月補正予算は、台湾との経済交流や商談会の開催等の取組の支援に要する経費等、2億9,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて767億6,300万円余であります。

観光戦略部の6月補正予算は、国内外からの観光客の誘客強化に要する経費等、10億8,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は38億7,900万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、若者のアウトバウンド推進事業について、学生が外国に行って外から日本を見るという経験をするのはよいことだと思うので、この事業を進めてほしいが、学生のパスポート取得率はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、2020年の30歳未満人口に対するパスポート発行数の割合は、全国平均が1.5%、熊本県が0.91%で、九州では福岡県、沖縄県に次いで3位であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、熊本に来てくれと言うだけではなく、海外にも幅広く県民に行ってもらわないと、なかなか海外航空路線を維持できないと思う、パスポート取得の支援については、若者だけでなく、幅広く対象を広げていったほうがよいのではないかとの質疑があり、執行部から、どうしたらアウトバウンドを進めていけるか、関係課と協議しながら総合的に考え、パスポート助成も含め、幅広く検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この夏、台湾から600名の

方が来熊されることがほぼ決定している、本県は、人口で比較すると、海外の方が多く住む都道府県の一つになり、国際交流が進んでいく熊本だからこそ、多くの方がパスポートを持ち、積極的に海外に行くという先進県を目指してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、台湾との民間交流促進施策に関連するグローバルジュニアドリーム事業について、小中学生の参加人数はどのようにして決定したのかとの質疑があり、執行部から、5～6名のグループごとの行動を予定しており、密度の濃い活動をするため、今回は、小学6年生から中学3年生までの学生と高校生のリーダー5名を加えて30名としたとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業はよい取組であり、台湾との関係が深くなっている中、子供たちの関係もしっかりつないでいく必要があるので、しっかり前に進めてもらいたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、農林水産常任委員長

の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係1議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策に呼応した地域活性化対策として、飼料、生産資材等の価格高騰対策や県産品の消費拡大、販売促進の取組のほか、アフターコロナを見据えた県有施設的环境整備に要する経費等、15億700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて728億9,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更についての1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、畜産振興対策事業費について、飼料は様々な要因で高騰していることは理解しているが、現状と今後の見通しはどのようにになっているのかとの質疑があり、執行部から、配合飼料価格は、輸入穀物価格、海上運賃及び為替に影響され、現在高止まりしている状況にあるが、今後の価格についても、それらに影響されていくものと考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、飼料価格が今後下がるとは

考えにくく、国産化率を高めていく努力が必要であり、今後、農業研究センターにおいても、品種開発の研究にさらに取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県発注工事に関連して、事故繰越により工期が延長された場合で、当該理由が受注者の責任でないものについては、その期間の人件費を経費として考慮してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地産地消の推進に関連して、今後、トラックドライバーの時間外勤務時間の上限が来年4月1日から制限される2024年問題により輸送コストの増加が予想される、この場合、地産地消の取組を進めることによってコスト削減を図ることが可能とも考えられるが、2024年問題についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、地産地消の取組は、食料の自給率の向上、安全保障にもつながる活動と認識しており、輸送に関しても、燃料を使わないで済むという利点もあり、県内で作られたものを県民に十分届けた上で県外に出していくことが重要、2024年問題については、政府も危機感を持って対応しており、県においても、関係者との情報共有やJAが考えている対策を確認しながら、来年4月から熊本の農産物が運ばなくなることはないよう、適切に対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、地産地消の推進により県内消費量の拡大を図った上で、2024年問題を県がしっかりコーディネートしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県内の集荷場までの輸送コストは産地が負担するという話が出ているが、そうした場合は遠隔地は不利ではないかとの質疑があり、執行部から、2024年問題では距離が大き

く関わるため、遠隔地は不利となる、輸送コスト問題については、JAが主体となって検討しているが、県としてできることや国への要望を行っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、土地利用型農業については、学校給食で県産麦を使用するなどにより国産需要が上がってきている一方で、作付面積は減っているのではないかと心配している、担い手確保の問題もある中で、今後の土地利用型農業の見通しについてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、麦、大豆の作付面積については、若干の伸びを見せているが、気候的な問題もあり、生産が安定しないという課題がある、将来的な土地利用型農業の維持に当たっては、水田等への作付をしっかりと行っていく必要があり、今後とも国の事業を活用しながら農地を守っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMCの進出に伴う県営工業団地の建設により、11ヘクタールの飼料用の農地が減少し、今の生産量を維持することが困難になると聞いている、このように工業団地の整備により農家が困らないように、代替農地の確保や新たな畑地造成等について考えるべきではないかとの質疑があり、執行部から、まずは貸借可能な農地を把握し、その情報をストックして、貸手と借手のマッチングを進めながら、課題があれば市町村、JA及び農業委員会等と連携し、今後の対応を考えていく、農地が借りられない場合においては、耕作を希望する農地の周辺も含めた基盤整備の必要性についても検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係10議案及び報告6件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、国庫内示増に伴う港湾補修に要する経費等、1億3,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,126億7,900万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。財産の無償譲渡について外9議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、土木部における繰越額の規模について、令和2年7月豪雨災害など様々な事情があったことは理解できるが、いつ頃までには通常の規模になっていくと考えるかとの質疑があり、執行部から、繰越明許費については、国土強靱化の補正分を除くと通常期と同規模となっております。

り、既に戻っていると捉えている、事故繰越額については、そのうちの約83%の額が国補正・災害復旧分となっております。豪雨災害分が再来年には落ち着き、また、国土強靱化予算が当初予算で計上されるようになれば、通常の規模に戻っていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、用地先行取得事業については、大津熊本道路の早期開通のために先行して行うとのことだが、職員の配置についてはどうかとの質疑があり、執行部から、大津熊本道路などの用地取得をスピード感を持って進めるため、今年度、県北広域本部土木部に用地第二課を新設したとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊本地震の際、益城復興事務所を設置したように、県のやる気度を示すため、しかるべき部署の設置について検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、交通安全施設等整備事業について、区画線の引き直しについては、地元の市町村が施行する箇所を把握できていないため、その情報を提供してほしいと思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、今年度、緊急対策として、単県費3億5,900万円の予算を承認してもらっている、各振興局において必要な箇所の調査を実施しており、地元市町村とも情報を共有し、工事を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、盛土対策基礎調査事業に関連して、熱海市で土石流災害があったが、県内で危険な盛土はないかとの質疑があり、執行部から、令和3年に熱海市で発生した災害を受けて、県下全域で全国盛土総点検及び県独自の調査を行った結果、危険性のある箇所は3か所見つけたが、既存の法律の規制の中で既に指導ができており、改善がなされているため、現在、県内に危険箇所は確認されていないとの答弁がありました。

次に、委員から、土砂災害警戒区域の危険箇所からの移転については、経費補助をしているが、進んでいるのか、また、300万円の補助では移転も難しいと思うが、残地を市町村等が買い取るなど、さらに取組を進める方策はないかとの質疑があり、執行部から、土砂災害警戒区域等の中で、特別警戒区域内に居住されている方について、平成27年度からこれまでに約145件、この補助制度を利用してもらっており、今年度も30件分を予算計上している、また、300万円の補助は県単独の制度であるため、現在、国へも補助等の要望を行っている状況であり、よりよい制度になるよう検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、空家等対策総合支援事業について、市町村では空き家対策がしっかりできていないところもあり、県の支援が必要である、今年の当事業の予算額は600万円であるが、この額で空き家対策を行う市町村への支援は十分かとの質疑があり、執行部から、空き家対策は、市町村が主体的に国の交付金を活用して取り組むこととなっているが、土木部では、専門家の派遣や空き家のモデル的な活用のための整備費用の一部を助成している、また、企画振興部でも、移住、定住のための空き家改修に係る費用の一部を助成しており、市町村には、これらの県事業を積極的に活用してもらい、空き家対策を進めてほしいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の

とおりに御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

[末松直洋君登壇]

○末松直洋君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係3議案、請願1件及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、県立学校におけるICT環境整備の推進や県有体育施設における運動機器の整備に要する経費等、13億400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,273億9,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等であります。

警察本部の6月補正予算は、アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備や新しい生活様式を踏まえた警察施設の感染症対策に要する経費等、2億2,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は401億6,500万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、教育情報化推進事業について、学校で使用されているタブレット端末のOSやソフトが各市町村で異なっているが、教職員の

人事異動時の負担軽減のため、県で統一することはできないかとの質疑があり、執行部から、端末の更新時期や財政事情等が市町村によって異なることから、OS等の統一は課題もあるが、各市町村立学校へのICT支援員の派遣等により、OS等が異なっても円滑に使用できるよう、教職員を支援しているとの答弁がありました。

次に、委員から、学校における働き方改革の推進について、教職員の負担軽減等、学校現場における働き方改革は喫緊の課題として認識しているが、こうした働き方改革を進める取組はいつから本格的に始まったのか、また、その取組の具体的な成果は上がっているのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度に公立学校における働き方改革推進プランを策定するとともに、令和3年度には庁内にプロジェクトチームを設置し、重点的に取り組んできており、その結果、県立学校における教職員の時間外在校等時間について、月45時間を超えた教職員の割合が、このプラン策定前に比べ約10ポイント減少するなど、その成果が出ているとの答弁がありました。

さらに、委員から、実際は学校でタイムカードを押して家に持ち帰って仕事をするという話も聞いている、プラン策定にとどまらず、PDCAサイクルを意識して、教職員の負担軽減にしっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、高森高校環境整備事業に関連して、高森高校のマンガ学科の生徒が生活する寄宿舎の整備状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、高森町において、今年の春から生徒が入居できるよう町営寮を整備されている、また、定員超過により寮に入居できない場合にも備えて、地元のペンション等で生徒が下宿するような体制を整備していただいているとの答弁がありました。

次に、委員から、交通事故の発生状況について、高齢者のペダルの踏み間違い等による事故が多発しているが、県内の運転免許の自主返納の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、令和5年3月末時点において、64歳以下が43人、65歳以上が1,329人の合計1,372人が自主返納しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、玉名市では、自主返納した方には地元商店街で使用できる商品券を配付するなど、自主返納を促進する取組を実施している、今後、経済団体等とも連携し、自主返納者に対する特典の付与など、県全体で自主返納促進に係る取組を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、本県の警察官1人当たりの負担人口が他県より多い575人という状況から見て、今後、警察官の負担軽減について考える必要があると思うが、県警察本部として、人員の増員等についてどのような認識を持っているのかとの質疑があり、執行部から、警察官1人当たりの負担人口については、非常に厳しい状況であることは認識しており、ICT等先端技術の利活用等による業務の合理化や効率化に努め、警察官の負担軽減を図るとともに、限られた人員の中で警察機能を最大限に発揮できるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

各議員におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

て、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係4議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度6月補正予算は、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費等、95億8,200万余の増額補正であり、補正後の令和5年度の一般会計の予算総額は、9,234億3,600万余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対応生活者支援交付金について、今回のLPガス使用世帯への支援により、県全体のLPガス使用世帯のうちどのくらいがカバーできるのか、また、LPガス使用世帯以外の世帯に対しても何らかの支援があると思うが、今回の支援と合わせて県全体でどのくらいの世帯が支援を受けることになるのかとの質疑があり、執行部から、現時点では県内の41市町村がL

Pガス使用世帯への支援を実施する予定であり、これにより県内のLPガス使用世帯の98%がカバーされる見込みである、LPガス以外の電気、都市ガスの使用世帯については、既に国が各小売事業者などを通じて使用料金の値引きによる支援を実施しており、今回のLPガス使用世帯への支援によって、県内のほぼ全ての世帯に支援が届くことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員の勤務環境の整備について、男性職員はどの程度育休を取得しているか、また、取得期間はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、令和4年度の知事部局の男性職員の育休取得率は41.2%と、令和3年度の15%から大幅に伸びている、また、取得期間については、比較的短い期間が多いというのが実情であるとの答弁がありました。

次に、委員から、緑の流域治水の見える化の取組について、出前講座や科学的根拠などを示した動画などによる啓発が行われているが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、見える化の取組については、しっかりと継続していくことが大事であり、県教育委員会と連携した動画のPRや出前講座などを引き続き実施するほか、商工会議所等を通じた事業者への啓発など、今後もあらゆる機会を通じて見える化の取組を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、緑の流域治水については様々な意見があり、真摯に向き合って、丁寧に情報を伝えていく取組も進めてほしいが、その点についてどう考えているかとの質疑があり、執行部から、治水対策に対する不安が解消されるよう、国、県、市町村が連携しながら、丁寧に説明を行っていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、河道掘削などの取組によって治水安全度がどれくらい上がってきているの

か示すことも見える化の一つである、田んぼダムや遊水地などの取組を推進するためにも、しっかりと見える化の取組を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第20号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外19件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第1号から第3号までを一括

して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、請第1号外2件は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第4号及び第5号を一括して起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境、教育警察両常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手多数と認めます。よって、請第4号外1件は、経済環境、教育警察両常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第2 閉会中の継続審査の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

[閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載]

知事提出議案第21号から第24号まで

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る15日の会議において提出されました知事提出議案第21号から第24号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第21号から第24号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第21号から第24号までを一括して議題といたします。

第21号 人事委員会委員の選任について
第22号 公安委員会委員の任命について
第23号 収用委員会委員の任命について
第24号 収用委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第21号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号及び第24号を一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号外1件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上册(第1号から第3号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第3号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第3号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第3号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作

熊本県議会議長 淵 上 陽 一 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は「平成28年熊本地震」「新型コロナウイルス感染症」「令和2年7月豪雨」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据えた「新しいくまもと」を創造することを目指し取組みを進めている。

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方で、少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導

体企業TSMCの新工場建設が進んでおり、渋滞・交通アクセス対策や、台湾から来られる駐在員の子ども達の教育環境の整備、地下水の保全などの課題にも取り組む必要がある。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨への対応について万全を期すため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や少子化対策、社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組等増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症や継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等を契機とした地方経済への影響を踏まえ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和6年度(2024年度)以降においても、地方財政計画に確実に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の充実・確保を図ること。
- 2 熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、安全安心なまちづくり等への国庫補助制度創設や補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充等、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出決定を受け、半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、その円滑な受け入れに関する取組みに対して、財政支援措置の更なる充実を図

ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一
衆議院議長 細 田 博 之 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
総務大臣 松 本 剛 明 様
財務大臣 鈴 木 俊 一 様
経済産業大臣 西 村 康 稔 様
内閣官房長官 松 野 博 一 様
内閣府特命担当大臣
(防 災) 谷 公 一 様
内閣府特命担当大臣
(地 方 創 生) 岡 田 直 樹 様

議員提出議案第2号

森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫
西 聖 一
城 下 広 作
熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設され

た。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組みを今後本格化させていくには、多くの森林を抱える本県では、今の森林整備関係予算の規模のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国におかれては、森林を多く有する市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、追加される森林環境譲与税の重点配分を含め、森林整備に必要な予算を確保されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一
衆議院議長 細 田 博 之 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
総務大臣 松 本 剛 明 様
財務大臣 鈴 木 俊 一 様
農林水産大臣 野 村 哲 郎 様

議員提出議案第3号

健康保険証の存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一
鎌 田 聡
岩 田 智 子
幸 村 香代子

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

健康保険証の存続を求める意見書

国は、マイナンバーカードと健康保険証(被保険者証)の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定した。しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきである。

高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっている。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されている。

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対して、「資格確認証」を提供するとしてい

るが、本人の申請を前提としており、被保険者証を有しない被保険者が発生することが危惧される。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下、誰もが必要ときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一
衆議院議長 細 田 博 之 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
総務大臣 松 本 剛 明 様
財務大臣 鈴 木 俊 一 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様
デジタル大臣 河 野 太 郎 様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第3号については、委員会付託は省略し、第1号及び第2号については、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより、議員提出議案第3号に対する提出者の説明を求めます。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 立憲民主連合の鎌田聡です。

議員提出議案第3号、健康保険証の存続を求める意見書の提出者説明を行います。

さきの通常国会で、来年秋に現行の健康保険証を廃止して、マイナカードに一本化する関連法が成立しました。

政府は、行政のデジタル化を進めるため、マイナカードの普及を図っており、保険証の機能を持たせるのもその一環です。しかし、マイナカードをめぐるトラブルは後を絶ちません。

同姓同名の別人にマイナカードを交付、別人の障害者手帳情報をひもづけ、年金情報を他人が閲覧、公金受取口座に他人の口座を登録、公金受取口座に家族名義口座を登録、別人にマイナポイントを付与、コンビニで別人の住民票の写しを発行などなど、多分これ以外にもあったと思いますが、列挙するだけでかなりの時間を要しますのでもうやめておきますが、まさに底なしの状況です。

共同通信の世論調査では、72%の皆さんが、マイナカードに保険証をひもづけして現行の保険証を廃止することについて、延期もしくは撤回すべきと回答されています。こんなトラブルが多いマイナカードに、命と健康を守るために最も重要で不可欠なものである健康保険証をひもづけることに不安を覚えることは当然のことだと思います。

そこで、健康保険証をめぐるのトラブルを申し上げます。

マイナ保険証に別人の医療情報がひもづけられたり、システム不具合によって医療機関で本人の加入資格が確認できない事態が多発しています。全国保険医団体連合会、保団連の集計によりますと、加入資格が確認できず、患者が窓口で10割請

求されたケースは1,291件発生しています。

岸田首相は、国会で、加入資格を確認できなくても、生年月日で個人情報を確認できれば、医療費を10割請求せずに済むようマニュアルを改定したと答弁されていますが、医療関係者からは不安の声が出されています。

加入資格を確認できずに3割を支払った患者が、後で無保険者だと分かった場合に、残りの7割分を誰が払うのか、どのような手続が必要なのかなど、資格確認を行えない場合の取扱いについて、医療関係者と調整をしていると厚労省は言っていますが、医療機関からは、未収金のリスクを医療機関が負わせられるのではないかと懸念の声が出されています。

10割負担問題だけではなくて、誤った登録による誤った診療、誤った投薬が行われたり、他人から自分の医療情報が見えてしまうということが起こりかねません。医療に関する手違いは、国民の健康や命に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

そして、介護の現場も大変になります。介護施設の入所者、利用者は、マイナ保険証はほとんど持っていないと聞いています。なぜかというと、本人の意思確認ができないのがその大きな理由のようです。

現在、介護施設では、約8割の利用者、入所者の健康保険証を管理していますが、健康保険証がなくなってしまうと、施設はマイナ保険証と暗証番号を預かることにはなりますが、94%の施設がとも管理できないと言われています。

それではどうするのか、その対策は施設任せになっています。施設からは、時間も手間もかかる割には介護報酬の対象にもなっていないので、たまったもんじゃないと悲鳴が上がっています。

そして、自治体職員の負担について申し上げます。

す。

マイナカードを持たない人には、健康保険組合などが資格確認書を発行することになりますが、その確認書を取得するためには、本人の申請が必要です。1年ごとに更新しなければなりません。これまで、健康保険証は、申請せずに送られてきていましたので、相当な手間であり、申請忘れも多く出てくるのではと懸念されます。

うっかりして更新を忘れると、資格確認書が発行されるまでの間、無保険状態になってしまいます。一々申請、更新を迫られるのも面倒ですが、申請を受け付ける自治体は、大変な作業を強いられます。行政の手間を省くことがデジタル化の目的の一つであるはずなのに、逆に手間を増やしかねない事態となれば、本末転倒だと言わざるを得ません。

そもそも、政府は、昨年6月の段階では、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していました。希望すれば、カードだけで受診を可能とする構想でした。しかし、河野デジタル大臣が、昨年10月に、マイナカードを全国民につくらせたがためか、唐突に来年秋の保険証廃止を表明しました。

その河野大臣の唐突な方針変更によって、患者も医療機関も自治体職員も介護の現場も、大変な不安や負担を抱えることになりました。これまで何の問題もなく運用してきた健康保険証を廃止して、問題が懸念されるマイナ保険証になぜ切り替えていかなければならないのでしょうか。

政府は、マイナンバー制度のトラブルが相次ぐため、関係省庁による総点検本部を立ち上げ、行政サイト、マイナポータルで閲覧できるデータを点検し、秋までに総点検を終える方針を示しています。対象となる機関は3,600に及ぶと言われています。

これまた唐突な総点検によって、対象となる3,600の機関の職員の皆さんは、大変な作業に追われることになり、またぞろ点検漏れなどが起こり、誤登録が見過ごされる可能性さえあります。

マイナ保険証をめぐるのは、これだけトラブルが明らかになり、国民、県民の不安が高まっているわけですので、ここで一度しっかり立ち止まって、性急に現行の保険証を廃止するのではなく、当初方針どおりに、マイナカードとの選択制にするか、もしくは併用制として健康保険証は存続させるべきだという声を、この県議会から上げていこうではありませんか。

議員各位におかれましては、多くの県民の思いを集約したこの意見書に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提出者の説明を終わります。

○議長(淵上陽一君) これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議員提出議案第1号及び第2号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外1件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第3号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手少数と認め

ます。よって、議員提出議案第3号は、否決いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 吉田孝平

熊本県議会議長 淵上陽一様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和3年(2021年)1年間で約5.9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは地方消費者行政が後退するおそれがある。また、消費生活相談の最前線に対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるような処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行い、地域の実情に合わせた活用ができる仕組みとすること。
- 3 消費生活相談員の処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上陽一
衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 河野太郎様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

議員派遣の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件

令和5年6月26日

次のとおり議員を派遣する。

1 全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典

(1) 派遣目的 全国都道府県議会議長会は大正12年に各都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として創立された。本年3月16日に100周年を迎え、記念式典が開催されることから、これに出席することにより、各都道府県議会の連携を深め、活力ある地方議会の実現を更に推進することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都千代田区

(3) 派遣期間 令和5年7月18日(火)及び7月19日(水)

(4) 派遣議員 松田三郎、池田和貴、
溝口幸治

2 新任議員研修会

(1) 派遣目的 新たに議員となった者を中心として、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的と

する。

- (2) 派遣場所 東京都千代田区
- (3) 派遣期間 令和5年8月8日(火)及び8月9日(水)
- (4) 派遣議員 堤泰之、亀田英雄、
住永栄一郎、斎藤陽子、
立山大二郎、杉寫ミカ、
高井千歳、星野愛斗

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よ
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一
任願いたしたいと思います。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よ
って、そのように取り計らうことに決定いたしま
した。

○議長(瀧上陽一君) 以上で本日の日程及び会期
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年6月熊本県議会定例会を
閉会いたします。

午前10時55分閉会